

春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>次に掲げる額</u>の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u>の合算額とする。</p>

定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（埼玉県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（基礎課税額に係る所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属

2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。

（基礎課税額に係る所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属

する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.8を乗じて算定する。

（基礎課税額に係る被保険者均等割額）

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について31,900円とする。

（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）

第6条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.05を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,200円とする。

（介護納付金課税額に係る所得割額）

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.5を乗じて算定する。

（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額）

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,700円とする。

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第13条

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割りをもって算定した第3条第1項の額を課する。

（国民健康保険税の減額）

第21条

(1)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 22,330円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険

する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第6条及び第8条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.9を乗じて算定する。

（基礎課税額に係る被保険者均等割額）

第5条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について31,100円とする。

（後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額）

第6条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.0を乗じて算定する。

（後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額）

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,000円とする。

（介護納付金課税額に係る所得割額）

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.4を乗じて算定する。

（介護納付金課税額に係る被保険者均等割額）

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,000円とする。

（納税義務の発生、消滅等に伴う賦課）

第13条

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割りをもって算定した第3条第1項の額を課する。

（国民健康保険税の減額）

第21条

(1)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 21,770円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険

者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 8,540円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 8,190円

(2)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 15,950円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 6,100円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 5,850円

(3)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 6,380円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2,440円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2,340円

者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 8,400円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 7,700円

(2)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 15,550円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 6,000円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 5,500円

(3)

ア 基礎課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 6,220円

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2,400円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 2,200円

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日部市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。